

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査及び行政監査を実施したので、同条第 9 項の規定に基づきその結果を次のとおり公表します。

令和 6 年 2 月 26 日

太宰府市監査委員 吉 野 茂

太宰府市監査委員 森 田 正 嗣

## 記

### 第 1 基準に準拠している旨

監査委員は、太宰府市監査基準（令和 2 年監委告示第 1 号）に準拠して監査を行った。

### 第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査及び行政監査

### 第 3 監査の対象

#### 1 対象校

小学校 水城小学校、水城西小学校

中学校 太宰府東中学校

#### 2 対象課

教育部学校教育課

#### 3 範囲

令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 10 月 31 日までににおける契約事務、財産管理事務及び太宰府市立学校管理運営規則第 32 条に規定する「学級費その他教育に密接に関連する費用（以下「学校徴収金」という。）」に関する事務の執行状況

### 第 4 監査の着眼点

- 1 備品購入に係る事務手続き及び備品管理は適正に行われているか。
- 2 切手及びタクシー券は適正に管理されているか。
- 3 薬品は適正に管理されているか。
- 4 学校徴収金は主に誰が取り扱い、適正に管理されているか。
- 5 学校徴収金の出納、決算等の事務処理は適正に行われているか。
- 6 学校徴収金の会計報告が保護者に行われているか。

## 第5 監査の主な実施内容

各学校及び学校教育課から提出された監査調書及び関係諸帳簿等をもとに書面監査を実施し、各学校において備品等の確認を行うとともに、各学校職員及び学校教育課職員から事情聴取を行った。

## 第6 監査の実施場所及び日程

### 1 実施場所

監査委員事務局及び各学校

### 2 審査の日程

令和5年12月8日～令和6年2月14日まで

## 第7 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、契約、財産管理の執行状況及び学校徴収金の管理状況については、おおむね適正と認められたが、次のとおり一部改善及び検討を要する事項が見受けられたので、それぞれ必要な措置を講じられたい。

また、監査の過程において行った、その他の指導・助言についても併せて改善を図られたい。

### 1 薬品の管理について（水城西小学校、太宰府東中学校）

薬品受払簿（理科薬品台帳）を確認したところ、受払簿記載もれのため、薬品の在庫量と受払簿記載内容が合致しないものが見受けられた。

盗難及び紛失の防止を図るため、薬品受払簿による使用量の把握、薬品受払簿と残量との定期的な照合や確認を徹底し、適切な薬品管理に努められたい。

特に、毒物、劇物及び高価な薬品の管理にあたっては、児童生徒等への危険発生や市への損害が生じる可能性があること等を十分に配慮し、管理に努められたい。

## 第8 意見

新聞等でいじめに関し「重大事案」の報道が散見されるが、教育委員会としても日頃から学校現場における事案の取扱いについては十分に注力されていると考える。

この点については、文部科学省から「学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取組のポイント」で見解が示されているように、「いじめの防止等は、全ての学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題である。（中略）また、いじめを含め、児童生徒の様々な問題行動等への対応については、早期発見・早期対応を旨とした対応の充実を図る必要がある（以下省略）」とされている。

このことから、いじめの早期発見・早期対応については特に重要と考えられる

ので、学校現場では情報の収集について学校内外にアンテナを張りめぐらせ、児童生徒や保護者からのいじめの訴えはもちろんのこと、その兆候等の危険信号は、どんな些細なものであっても真剣に受け止め、すみやかに教職員相互において情報交換するなどにより、適切かつ迅速な対応を図ることが肝要である。